

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定第一号事業者の命令
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 の 8 第 3 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難なため、未設定
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		